

所有者（管理者）・点検事業者・調査（検査）者の方へ

福岡県五特定行政庁連絡協議会
（福岡県・北九州市・福岡市・久留米市・大牟田市）

エスカレーターの定期報告制度の運用についてのお知らせ

日頃より建築物の安全確保にご尽力いただきありがとうございます。

さて、近年のエスカレーターにおける挟まれ・転倒事故への対応として、エスカレーターの構造及び検査を定める告示の一部が改正され、令和6年1月31日公布、令和6年4月1日から施行されることになりました。

これら告示の改正を受け、福岡県五特定行政庁では、下記のとおりに対応いたしますので、ご留意ください。

記

1. 定期検査項目 4(7)、5(2)、(4)、(5)、(7)の判定について

令和6年3月31日時点で存在するエスカレーターで、検査項目を満たさない場合、「既存不適格」とする。

<既設エスカレーター報告書作成上の留意事項>

○改正された検査項目の判定が、告示改正により変わる場合は、検査結果表の特記事項に「告示改正による判定変更（△△△→□□□）」と記載をお願いします。

<例>検査項目5(2)が現在「要是正」判定で、告示改正により「既存不適格」判定となる

特記事項

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月
5(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵	ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵とのすき間	告示改正による判定変更（要是正→既存不適格）	—	—

2. エスカレーター定期検査項目5(2)、(4)に係る「当面の措置」の運用取り止めについて

「当面の措置」はエスカレーターの設置状況等により、直ちに要是正部を是正することが困難な場合の安全対策として運用されてきました。今回、エスカレーターの構造及び検査を定める告示両方が改正・整備されたため、「当面の措置」の運用を令和6年4月1日以降取り止めることにいたします。

※「当面の措置」を実施している場合

事故防止のための安全対策は今後も必要ですので、実施済みの「当面の措置」については維持していただきますようお願いいたします。

3. 本対応施行日

・本対応施行日：令和6年4月1日※

※ 検査日が令和6年4月1日以降の定期検査報告書が対象です

4. 告示改正の詳細

（一財）日本建築設備・昇降機センターホームページをご参照ください。
<https://www.beec.or.jp/news/detail/87/>

【運用に関するお問い合わせ先】

以下の4市を除く福岡県全域に設置された昇降機等については…

福岡県建築都市部建築指導課 TEL (092) 643-3722

北九州市内に設置された昇降機等については…

北九州市都市戦略局指導部建築指導課 TEL (093) 582-2531

福岡市内に設置された昇降機等については…

福岡市住宅都市局建築指導部建築審査課 TEL (092) 711-4583

久留米市内に設置された昇降機等については…

久留米市都市建設部建築指導課 TEL (0942) 30-9089

大牟田市内に設置された昇降機等については…

大牟田市都市整備部建築住宅課 TEL (0944) 41-2797